

岩手県監査委員告示第26号

行政監査及び定期監査の結果の公表（令和5年岩手県監査委員告示第10号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により岩手県医療局長から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年5月12日

岩手県監査委員 岩 淵 誠
岩手県監査委員 佐々木 茂 光
岩手県監査委員 五 味 克 仁
岩手県監査委員 中 野 玲 子

1 監査対象機関名 岩手県立遠野病院

2 監査実施日

(1) 予備監査実施日 令和4年11月16日から同月17日まで

(2) 本監査実施日 令和5年1月25日

3 監査結果の公表の日 令和5年3月3日

4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
財産の管理に当たり、固定資産除却の会計処理を行っていないものが2件、420,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	指摘された2件について、令和4年12月に除却処理を行った。 事務局内で固定資産除却に係る事務処理手順の確認を行い、廃棄を確認した固定資産については、速やかに除却処理を行うこととした。